

国民健康保険資格喪失届

(提出先)足立区長

太線の中だけ記入して下さい。

		届出年月日	年	月	日	
世帯主	氏名		氏名			
			世帯主の方は省略できます			
	届出人	世帯主との関係()				
住所	足立区					
	電話					
	氏名	生年月日	世帯主との続柄			
喪失する人	1		昭平令	年	月	日
	2		昭平令	年	月	日
	3		昭平令	年	月	日
	4		昭平令	年	月	日
	5		昭平令	年	月	日
	6		昭平令	年	月	日

社会保険や国民健康保険組合などに加入した方で、国民健康保険の喪失手続きにお越しいただけない場合は、郵送で手続きができます。

手続き方法

左記の資格喪失届の太枠内を全て記入し、社会保険証もしくは国民健康保険組合保険証のコピー(加入した方全員分)と国民健康保険証を同封して国民健康保険課へ郵送してください(郵送代、印刷代、コピー代はお客様負担となります)。

また、国民健康保険証を返還できない場合は、左記の誓約書も記入してください。

社会保険証(国保組合保険証)のコピーがないと受付できません。ご注意ください。

(問い合わせ・宛先)

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号
足立区役所 国民健康保険課 資格賦課担当
電話03(3880)5240(直通)

喪失届が到着後処理を行い、保険料に変更がある場合は保険料変更通知をお送りします。通知書は、概ね喪失届が到着した月の翌月中旬にお送りします。

誓約書

紛失・その他()のため、保険証を返還できませんが、後日発見したときは、その保険証を使用せず、必ず返還します。国民健康保険の資格喪失後、保険証を使用した場合は、その分の医療費をお返しします。

保険証未返還者

氏名
